

議 長 日程第7、議案第16号「令和8年度松田町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 皆さん、こんにちは。議会最終日、何とぞよろしくお願ひいたします。

議案第16号「令和8年度松田町国民健康保険事業特別会計予算」。

令和8年度松田町国民健康保険事業特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億6,020万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。

歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月3日提出。松田町、本山博幸。

よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。

担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 議案第16号「令和8年度松田町国民健康保険事業特別会計予算」について説明させていただきます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明させていただきます。

196・197ページをお願ひいたします。

歳入でございます。

款・項ともに国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税は、被保険者数の減少や被保険者の高齢化などにより保険税額は減少しておりますが、子ども・子育て支援金制度の創設により、令和8年度から節4子ども・子育て支

援納付金分現年課税分を新たに課税するため増額となるものでございます。

款 2 使用料及び手数料、項 1 手数料は、督促状の発行に伴う手数料でございます。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫補助金は、子ども・子育て支援金制度に伴うシステム改修に対するものでございます。

款 4 県支出金、項 1 県補助金は、制度改革により神奈川県から交付されるもので、説明欄、保険給付費等交付金の普通交付金が主に医療費分として保険給付費に充てられるものでございます。保険給付費等交付金特別交付金は、糖尿病等の重症化予防や、健康づくり教室など医療費の適正化に向けた取組等に対する保険者努力支援制度分として交付されるものでございます。

次のページ、198・199ページをお願いいたします。

款 5 財産収入は預金利子でございます。

款 6 繰入金、項・目ともに一般会計繰入金は、全て法定繰入金分でございます。

節 1 保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険税減額分を公費で補填する制度で、保険料軽減分として、県 4 分の 3、町 4 分の 1、保険者支援分として国 2 分の 1、県 4 分の 1、町 4 分の 1 の負担割合で、一旦、一般会計で負担金を受け入れ、町負担分を合わせて当会計に繰り入れるものでございます。

節 2 職員給与費等繰入金は、職員 3 名分の給与費と事務費分等の繰り入れでございます。

節 3 財政安定化支援事業繰入金は、国保財政の安定化を図るために、交付税措置される金額を繰り入れるものでございます。

節 4 未就学児均等割保険料繰入金は、未就学児の均等割保険料の 2 分の 1 の減額分を公費で補填する制度として、一旦、一般会計で国・県の負担金を受け入れ、町負担分と合わせて当会計に繰り入れるものでございます。

節 5 産前・産後保険料繰入金は、産前・産後期間の保険料減額分を公費で補填する制度で、一旦、一般会計で国・県の負担金を受け入れ、町負担分と合わせて当会計に繰り入れるものでございます。

款7繰越金につきましては、前年度からの繰越見込額として2,000万円を計上しております。

款8諸収入、項1延滞金、加算金及び過料につきましては、主に保険税の延滞金でございます。

項2指定公費負担医療立替交付金につきましては、予算の項目立てとなっております。

項3雑入の次のページ、200・201ページをお願いいたします。一般被保険者第三者納付金と、目2一般被保険者返納金につきましても、予算の項目立てとなっております。

次のページ、202ページ、203ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では、主に職員3名分の給与費や事務経費を計上しております。説明欄の一般管理経費の主なものは節11役務費の手数料ですが、神奈川県国民健康保険団体連合会に支払う共同処理業務手数料でございます。説明欄の会計年度任用職員給与費は、レセプト点検の事務員の報酬等でございます。目2団体負担金につきましては、国保連合会への負担金でございます。

項2徴税费、目1賦課徴収費の主なものといたしまして、次のページ、204・205ページをお願いいたします、説明欄の会計年度任用職員給与費は収納対策に従事する職員の報酬等でございます。項・目ともに運営協議会費は、国保運営協議会に係る経費として委員6名分の報酬等でございます。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費は、医科、歯科、調剤等の医療に係る費用、目2一般被保険者療養費は、柔道整復、補装具等の費用でございます。

目3審査支払手数料は、療養給付費等に係るレセプト審査の手数料で、国保連合会へ支払うものでございます。

項2高額療養費は、同月内に支払った自己負担額が限度額を超えた場合、その超えた分について被保険者に支給する制度でございます。

項3移送費は、医師の指示により緊急やむを得ず重病人の転院などをする際

の移送費用で、科目設定扱いとなります。

次のページ、206ページ、207ページをお願いいたします。

項4 出産・育児諸費は、出産・育児一時金6件分でございます。

項5 葬祭諸費は、1件5万円の葬祭費25件分でございます。

項6 傷病手当諸費は、傷病手当金の支給に係るものですが、制度が終了し、給付期間も経過したため廃目となります。

款3 国民健康保険事業費納付金は、神奈川県により決定された金額を納付するものでございます。

項1 医療給付費分は、医療に係る費用としての納付金でございます。

項2 後期高齢者支援金等分は、現役世代から後期高齢者医療制度への支援金としての納付金でございます。

項3 介護納付金分につきましては、国民健康保険に加入している40歳以上65歳未満の加入者から徴収した分の納付金でございます。

項4 子ども・子育て支援納付金分は、次のページ、208ページ、209ページをお願いいたします、子ども・子育て支援金制度の創設により支援納付金対象費用に充てるため、被保険者から徴収した子ども・子育て支援納付金分を納付するものでございます。

款・項ともに保健事業費、目1 保健普及費は、医療費通知等に係る経費や、説明欄の節18人間ドック補助金は、1件2万円で90件分の経費でございます。また、その下の会計年度任用職員給与費は管理栄養士1名分の人件費を計上しております。

目2 国保ヘルスアップ事業費は、保険者努力支援制度に係る事業として実施するものでございます。被保険者の健康保持・増進のための事業として、糖尿病性腎症重症化予防事業などを実施しております。

地域包括ケアシステム推進事業では、健康教育の講師等に係る報償費や、地域資源を活用した健康づくりなどの事業の委託料などを計上しております。

特定健診未受診者対策事業は、受診率向上のため、過去5年間のデータから受診の有無や治療の状況などからグループ分けをし、グループごとに勧奨内容

や勧奨スケジュールを立て、受診の確認、再度の勧奨など、きめ細かな対応により受診率の向上を図ります。

早期介入保健指導事業は、30代の国保被保険者に対して、健診の勧奨及び早期発見や重症化の予防を図るものでございます。

健康相談事業の一般会計繰出金につきましては、健康福祉センター内の未病センターで相談業務を受ける会計年度任用職員の人件費に充てるための繰出金でございます。

特定保健指導未利用者対策事業は、特定保健指導の対象者であっても指導につながらない者に対し、個別の通知を作成し、生活習慣改善に向けた指導を行うための委託料でございます。

特定健診継続受診対策事業は、過去の受診結果を含めた個別の通知を作成し、次年度以降も継続して健診を受けていただくよう勧奨を行うための委託料でございます。

次のページ、210・211ページをお願いいたします。

項2・目1ともに特定健康診査等事業費は、特定保健指導等に係る報償費などの経費や特定健康診査に係る委託料などがございます。

款5・項1ともに基金積立金は、財政調整基金積立金の利子でございます。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金は、過年度分の保険税過誤納還付金や還付加算金などがございます。

項2指定公費負担医療立替金は、次のページ、212・213ページをお願いいたします、科目設定扱いになります。

款7予備費につきましては、歳入歳出の差額分を計上しております。

次のページ、214ページから217ページには国保会計の職員等の給与費明細書が、218ページには債務負担行為調書を掲載しておりますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議

長 担当課長の細部説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

12番 寺 嶋 何点かお伺いします。

1つは令和8年度の被保険者の見込みですね、見込み、被保険者数、それから前年度に対してどのぐらい、減っているんですよね、その増減。それからですね、197ページのほうでは新たに子ども・子育て支援給付金、納付金か、支援納付金が出ていますけども、これの積算根拠をお伺いします。

次に、203ページの一般管理経費のところ、18、システム改修費負担金、2つありますけども、これはシステムですからどのようなシステムを改修するのか、その辺をお伺いいたします。

分かる範囲でいいですよ。

町 民 課 長 1つ目の御質問ですが、令和8年度の被保険者数の見込みということでございますが、先ほども御説明申し上げましたが、被保険者は年々減少しております、大体、幅はあるんですけど40から50人ぐらいずつ減少しております。現在ですね、2月末時点で2,001人、国保の被保険者の加入者が2,001人ですので、この予算立てには大体同じぐらいの数字で見込んで予算立てはしております。ただ、年度末になるとその30人から50人ぐらいの幅で減少していくんではないかというふうな見込みを立てております。

次に、197ページの納付金ですね。197ページ、子ども・子育て支援納付金の現年課税分の予算立ての見込みということでよろしいのでしょうか。こちらはですね、一応、収納率を96、この子ども・子育て支援金だけではないんですが、この現年課税分に関しましては96～97%の収納率の見込みで予算立てをしております。

それから、203ページのシステム改修の御質問ですよ。システム改修関係の御質問があったかと思いますが、一般管理経費の中のオンライン資格確認等システム運営負担金、これは国保連のほうのシステム改修になります。その下の町村共同システム改修費負担金は、これはシステム組合のほうに一括して、住基系の国保も入っているものですからそちらのシステム改修になりますが、令和7年度までシステム組合に払う負担金のほうを一般会計のほうで計上していたものを、令和8年度から特別会計は特別会計でそれぞれ見るようにという。

そういう是正をしていきたいと思いますということで新たに令和8年度からは特別会計で計上したものになります。

その下のコクホラインシステムというのは、これも国保連合会のほうのシステムの改修費でございます。

以上でございます。

12番 寺嶋 子ども・子育て支援給付金、納付金のほうは、国の法律改正といたしますか、それに基づいてこれは所得割と均等割のその配分を積算、ここに入れたというような解釈でよろしいでしょうか。

終わります。

議 長 ほかにございますか。

1番 北村 4点ございます。

一応、念のため確認なんですけれども、令和6年度の収納率は幾つで、令和8年度は幾つぐらいを想定されているのかが1点目でございます。

2点目、財政調整基金の残高を御教示ください。

3点目、1億円程度繰入金がありますけれども、一般会計から、過去から現在の推移から推測すると将来的にどうなるか、推測をお願いいたします。

4点目、現在の特定健診の受診率、よろしくをお願いいたします。

以上です。

町 民 課 長 まず1点目の質問ですが、令和6年度の収納率についてでございますが、現年課税分が95.5%でございます。滞納繰越分のほうは15.6%ございました。令和8年度の見込みでございますが、もちろん令和6・令和7年度よりは上げていこうということでいろいろ対策を行っているところでございます。差押えや預金調査等を今行っているところでございますが、一応、予測はこの予算立てのときにもその見込みで出しておりますが、96~97%を見込んでおります。

それと、財調ですね。すみません。財政調整基金の残高でございますが、国保と診療所の分が統合されまして一緒になっている残高でございます。すみません。合計で3億6,900万円ぐらいでございます。

基金の将来的な見込み。繰入金。すみません。繰入金。一般会計繰入金の将

来的な見込みという御質問でございますが、保険基盤安定というのは軽減の部分になりますし、それだけではないんですけれども、金額は大きくなっていくのかなとは思いますが。

すみません。保険基盤安定繰入金は軽減の方なので、減らないというか、ちょっと増える見込みかと思えます。人件費のほうも上がっていますので、こちらも増える見込みかと思えます。

財政安定化支援というのは、国保財政は被保険者の方とかも財政がちょっと盤石な部分がありますので、そういった要素が減るということはないと思えますので、こちらも多くなっていくのではないかと思えます。

未就学児のほうは、こちらはですね、今、未就学児の分の軽減をしているんですが、これもちょっと拡大されるような動きもありますので、高校生まで拡大されるような動きもありますので、これも大きくなっていくような予測かと思えます。

産前・産後の部分につきましてはここ何年か見てもそれほど変わりはない、今年はずっと多かったんですけども、そんなに大きく変わりはないのではないかと考えられます。

特定健診。特定健診。すみません。特定健診の受診。すみません。令和6年度で39.4%でございます。すみません。受診率でございます。

以上です。

1 番 北 村 すみませんね。ありがとうございます。

収納率、上がるというようなことで見込んでいるというようなことで、昨年度決算のときに収納対策員が見つからないみたいなお話をされていたんでちょっと心配になっていて、現在の状況を教えていただければと思います。1点目の続きです。

2点目、財政調整基金3億6,900万円というものだと思うんですけど、これは将来的な何か活用計画とかどうしていこうみたいな計画があるのでしょうか。それについて御教示ください。

3点目ですね。繰入金が大きくなっていくというような多分推測をされてい

と思うんですけども、また一般会計の財政推計の方では繰出金になると思うんですけどね、そこでは令和30年度まで繰出金の金額が一定になっておりますので、そこら辺を見込んで財政推計を作っていただければ今後参考になると思いますので、これはちょっとお願いでございます。

4点ですね、特定健診の受診率39.4%、国保の歳出を減らすという言い方もあれなんですけれども、ためには特定健診の受診率が高い自治体はやっぱり医療費が低い傾向にあるというのが多分全国的な傾向だと思います。もちろん保険料の歳出を減らすだけでなく町民の健康のためにも効果があると思いますけれども、特定健診の受診率向上は来年度はこれをやるぞみたいなお話が何かあればお聞かせ願いたいです。よろしくお願いたします。

町 民 課 長 まず1点目の収納対策員の雇用状況ですが、今、御質問の中にあつたとおり、令和7年、今年の秋まではなかなか雇用できずにいたんですが、ハローワークに募集をかけましたところ11月に新たに1人、そういった経験のある方を雇用することができました。ただ、ちょっと事情があつてこの3月いっぱいまでで終わりになってしまうんですが、今また新たに募集をかけているところでございます。やっぱり収納対策員が来てから財産調査をしたり預金調査をしたり、今、差押えを結構専門的にやってもらっています。もう財産が見つかったり給与があつたり預貯金を見つければ、その前にももちろん来庁要請とかをするんですが、それに応じないと分納の約束を履行しないような方はそういった財産を見つければもう差押えというふうなことで今やっております。

あと財政調整基金ですが、活用、財政調整基金の活用ということでございますが、診療所と一緒になつてはいるんですけども、診療所のほうは予算決算にも載っていますとおり、ちょっと赤字が続いておりますので、そちらのほうは毎年切り崩していくような状況になってはいますが、国保のほうはここ数年積み立てることができておりますので、例えば去年はその繰越金がちょっと多かつた分、9月に補正させていただいて、人間ドックの受診者にさらに受診率が向上するように1万円分の商品券をお渡しして、もっと受けてもらおうということで来年もちょっと予算に乗せているんですが、そういったことで活用して

いきたいと思います。

あと、特定健診ですね、受診率の向上のためにということなんですが、今年度から新たに、この予算書の中で言いますと、209ページの説明欄の下から二つの特定保健指導未利用者対策事業と特定健診継続受診対策事業というのは、新たに保健指導や健診のほうを勧奨して受診につなげようというものですので、こちらを新たにやっていく予定でございます。

以上です。

1 番 北 村 以上です。

議 長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。

議案第16号「令和8年度松田町国民健康保険事業特別会計予算」について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。